

一般事業主行動計画

計画期間 第1期：平成30年4月1日～令和5年3月31日までの5年間
第2期：令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

計画内容 (目標1)

毎月10日を「ノー残業デー」と設定する。

・目標を達成するための方策と実施期間

令和5年1月～ 現状把握と制度内容の検討

令和5年2月～ 制度の周知

令和5年4月～ 制度の実施

(目標2)

子育てを行う労働者が子供の看護の為、子育て事業の参加等に対しての、

休暇及び、休暇を時間単位で取得できる等の制度の促進

・目標を達成するための方策と実施期間

令和5年1月～ 現状把握と制度内容の検討

令和5年2月～ 制度の周知

令和5年4月～ 制度の実施